

# 募集

## 越谷・松伏水道企業団PRキ ャラクター

越谷・松伏水道企業団は平成31年4月に設立50周年を迎えます。この節目を市民・町民の皆さんと祝うとともに、水道事業の内容や水の大切さ、水道の役割をPRするための「PRキャラクター」を募集します。

＜応募資格＞ 越谷市または松伏町に在住・在勤・在学の方（未成年者は親権者の承諾が必要です）

＜応募条件＞ 1人（1団体）1作品で、次の①～③のすべてに該当するデザイン。①越谷・松伏水道企業団を市・町内外にPRできる ②水の大切さ、水道の役割を伝えられる ③水道をより身近に感じられる

＜応募方法＞ 8月31日(金)まで（必着）に、応募用紙およびデザイン

## 市制60 記念誌に掲載する 写真を募集します



11月発行予定の越谷市制施行60周年記念誌の「未来の越谷」のコーナーで、お子さんが市内で活動している様子を紹介する企画を実施します。この企画に掲載する写真をご提供ください（ご提供いただいた方やお子さんの氏名等は掲載しません）。

＜募集する写真＞ 次の①～③のすべてに該当する写真。

- ①中学生以下のお子さんが2人以上写っている ②市内のイベントや団体活動等に参加している様子を撮影した ③お子さんの表情が見える（帽子等で隠れていない）

＜募集点数＞ 15点程度

＜申込み＞ 8月24日(金)まで(必着)に、写真の裏面に住所・氏名・電話番号・撮影した場面(イベント名等)を記入し、直接または郵送で広報広聴課へ。ご提供いただいた写真は返却しません。市ホームページから電子申請でも申し込みできます

- \*お子さん全員の保護者の承諾を得てご提出ください \*記念誌は市ホームページにも掲載します \*申し込み多数の場合は、市で選定し掲載します

☎広報広聴課(本庁舎2階) ☎963-9117

## マイナンバー 交付の休日窓口 (要予約)

☎9月2日(日)、午前9時～午後4時 陽市民課マイナンバー担当 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書が届いた方 ☎電話で下記へ 陽市民課マイナンバー担当(本庁舎1階) ☎940-8604

在任・在勤・在学または市内で活動している小学生以上の方200人 9月3日(月)までに住所・氏名・年齢・職業・電話番号を電話またはメールで環境政策課へ。小学生は保護者がお申し込みください。後日、参加者を対象に説明会を開催します

＜賞品＞ ▽最優秀賞(1人) : 5万円分の商品券 ▽優秀賞(2人) : 1万円分の商品券

\*詳しくは越谷・松伏水道企業団ホームページをご覧ください

☎越谷・松伏水道企業団総務課 ☎343-8505 越ヶ谷3の5 ☎0669-339311 somu@koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp

## 越谷市いきもの調査・市民調査員

☎10月～12月に、自宅周辺や散歩道沿いなどの動植物の調査をし、報告書を提出する ☎市内

出、発表等 ☎9月21日(金)、午

後5時までに申込書(市民活動支援課・市民活動支援センター「ななサポこしがや」で配布。「ななサポこしがや」市ホームページからも印刷できます)をファクスまたはメールで市民活動支援センター「ななサポこしがや」へ ☎市民活動支援課(第二庁舎2階) ☎963-9153、市民活動支援センター「ななサポこしがや」 ☎969-2750、☎969-2751、☎info@koshigaya-city-support.info

## 埼玉県在宅保健活動者の会「青空会」会員

☎団員に対する研修、市町村の保健事業等の支援 ☎次の①～③のすべてに該当する方。①会の趣旨に賛同し市町村の支援活動等に参加できる ②埼玉県在住で保健師・助産師・看護師の資格がある ③就業していないまたは在宅で活動している ☎電話で左記へ ☎埼玉県国民健康保険団体連合会保健課 ☎048-824-2509

## 市制60「川のあるまち」越谷文化」第37号作品

☎随筆・詩・短歌・写真などの作品を投稿してみませんか。詳しくは市ホームページまたは地区センター等で配布する募集要項をご覧ください ☎8月31日(金)まで ☎生涯学習課 ☎963-9307

5面へ続く

## 市制60 協賛金を募集しています 越谷市制施行60周年記念事業

市制施行60周年を共に祝っていただける企業・団体・個人の皆さんから協賛金を募集します。協賛金は、11月3日(祝)に行われるファイナルイベントの事業費に充てられます。

### ◆協賛金の1口の金額

▷企業…1万円 ▷団体…5,000円 ▷個人…1,000円

\*1万円以上の協賛をいただいた場合、原則として、協賛者名(企業・団体・個人名)を広報紙、市ホームページ等で発表します。銀行振り込みで協賛いただいた方は、協賛申込書(広報広聴課で配布しているほか、市ホームページから印刷できます)を広報広聴課へお送りください(ファクス・郵送・メール可)。なお、協賛者名の発表を希望しない方および希望の確認ができない方は発表しません

### ◆協賛方法

8月31日(金)までに銀行へお振り込みいただくか市民委員会事務局へ直接お持ちください。何口でも結構です。なお領収書が必要な方は、市民委員会事務局までご連絡ください。

### ◆協賛金の振込先

銀行支店：埼玉りそな銀行越谷支店 口座番号：普通4929952 受取口座名義：越谷市制施行60周年記念事業推進市民委員会 委員長 石崎 一宏

\*振込手数料はご負担ください

☎越谷市制施行60周年記念事業推進市民委員会事務局

(本庁舎2階、広報広聴課内)

☎963-9117、☎965-0943、☎koho@city.koshigaya.lg.jp

世界人権宣言は、1948年12月10日に国際連合の第3回総会の場で採択されました。この宣言は基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なもので、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられています。この条文の第7条には、「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそののかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。」とあり、人はみな平等で差別的な扱いをされることはないと言っています。

## 人権それは愛

### 世界人権宣言 ～画期的な宣言の採択から70周年を迎えて～

しかし、宣言の採択から70年を迎え、今なお同問題をはじめとした多くの人権問題が残っており、インターネット上の差別的な書き込みなど新たな問題も発生しています。私たち一人ひとりが人権問題の様々な課題に目を向け、身近な問題であると感ずることが、人権問題解決の第一となるのではないのでしょうか。埼玉県では、「すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。 主管課：人権・男女共同参画推進課 ☎963-9119、教育委員会生涯学習課 ☎963-92803